求人登録ガイド

島根県福祉人材センター 無料職業紹介所

島根県福祉人材センターは、働きたい方と人材を求める施設との橋渡しをします。

福祉の職場で働きたい方、求人情報を知りたい方に、職業紹介、求人情報の提供を行います。 福祉職場からの求人の条件に該当する求職登録者の紹介など、求人者と求職者双方のニーズに応えます。

> ※「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における 雇用関係の成立をあっ旋することをいいます。(職業安定法第4条)



島根県福祉人材センター職業紹介所における取扱職種の範囲等について

▼取扱職種

下記にあげる事業所の事業に従事する職業

- (1)社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所(ただし、社会福祉法人が実施する公 益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む)
- (2)介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 行政が実施する相談所(福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保 健福祉センター等)
- (7)社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等)の 場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事務所を含む
- ▼あっせん対象の地域 島根県
- ▼あっせん対象職種
- 社会福祉事業(上記対象事業所)に従事する全ての職種が対象です。
 - 例)介護職、介護補助、ホームヘルパー、保育士、保育補助、相談・指導員、社会福祉協議会専門員・ 相談員、セラピスト(理学療法士、作業療法士)、看護職、栄養士、調理員、事務職 など。

求人登録について

あっせん対象事業所からの本センター取扱職種の求人申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が法 令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係 法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

(1)登録の方法

・求人情報の登録、管理は、インターネット上でのシステムによる作業をお願いしています。 全国の福祉人材センター・福祉人材バンクが運営しているホームページ「福祉のお仕事」から 「事業所マイページ」を作成の上、ご登録ください。

「福祉のお仕事」





「福祉のお仕事」/「求人を出す」ご利用方法 福祉**がお仕事** 「母社のお仕事」/ 「おんを山り」とでリカカム URL https://www.fukushiwork.jp/kyujin/index_1.html

- ・ご登録いただいた法人情報や求人情報等は、本センターにて承認後、インターネット上に公開します。 承認完了の連絡はシステムから電子メールで通知されます。お急ぎの際は電話にてお問い合わせください。
- ・情報入力画面で入力した内容は途中保存ができません。同一画面を20分以上更新せずに放置すると接続がリセットされ、再度の接続が必要となります。入力した情報は全て失われますのでご留意ください。

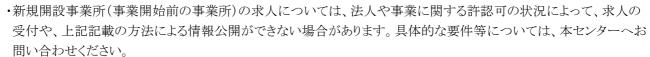
(2)求人情報の公開

・登録、承認後の求人情報は以下の方法で公開します。

「福祉のお仕事」ホームページ

「求人情報誌」(毎月15日発行)

「新着求人」(月末発行)



求人への応募・紹介について

- ・求職登録者が求人への応募を希望した際は、本センターが手続き(求人の充足状況の確認、面接日の調整、紹介 発行等)をします。なお、事業所において面接日を調整された場合は、本センターへご連絡をお願いします。
- ・紹介に際し、求人票に記載されている労働条件を、本センターから求職登録者に明示します。労働条件の変更、特定、削除、追加(以下「変更等」という。) することとなった場合は、速やかにシステムから修正の申請をしてください。
- ・『紹介状』は、本センターから事業所へ送付します。面接時に応募者へ持参を求める場合には、その旨を本センター または応募者へお伝えください。
- ・応募者が、本センターを介さずに「福祉のお仕事」ホームページから『応募用紙』にて応募することがあります。『応募用紙』は『紹介状』と異なり、職業安定法に基づく職業紹介の証明にはなりませんので、雇用関係給付金等の申請等のご利用の予定がある場合は、ご注意ください。

選考・採否結果の連絡について

- ・採否結果の連絡は、応募者へ直接ご連絡ください。あわせて、システムから採否登録をお願いします。
- ・『紹介状』または『応募用紙』を受領している場合は、添付されている採否結果通知書に採否結果をご記入の上、本 センターへお送りいただきますようお願いします。
- ・『紹介状』により採用となった無期雇用者の雇用開始日から6カ月後の在職状況把握のため、雇用開始日から6カ月、1年、1年半を経過した時点でシステムから「在職状況通知メール」が送付されます。報告をお願いします。
- ・面接、選考時に、求人票による労働条件から変更等がある場合は、速やかに(労働契約締結前に)、求人者から 応募者に対して変更明示が必要となります。あわせて、速やかにシステムから修正の申請をしてください。

求人の有効期間について

・求人票は募集期間(※)の終了日に自動的に取り下げとなるほか、求人者がシステムから取下げることができます。 募集期間 一般/一般・新卒可(求人承認日の翌々月末日) 新卒のみ(求人承認日の年度末日) 募集期間の定めがある求人票は、求人申請日から翌々日末日の間で選択できます。

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター 無料職業紹介所

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根2階

TEL 0852-32-5957 FAX 0852-32-5956 E-mail:jinzai@fukushi-shimane.or.jp

利用時間 月曜日~金曜日(8:45~17:00)※但し、祝祭日及び12月28日~1月3日の間は除く

問合せメールフォーム

苦情処理について

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び関係行政機関等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。